

**ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント
議決権行使に関する方針、手続き及びガイドライン**

日本株式向け基準

2024 年版

2024 年 3 月

(参考和訳。齟齬がある場合には原文が優先します。)

第1部

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント¹

投資一任契約及び投資助言契約における議決権行使方針及び実施手続き

A. 基本理念

株主総会の議決権行使及び企業統治に関する問題の分析を行うことは、弊社が顧客の代理としてこれらの問題の所在を明らかにすることを弊社に委任した顧客の利益のために、弊社が提供するポートフォリオ・マネジメント・サービスの重要な要素となっています。弊社の議決権行使の基本方針は、利益相反の影響を受けることなく、弊社の視点に基づき会社の株主価値の最大化を図る提案を支持する意思決定を行うことにあります。こうした原則は、健全な企業統治により株主の利益に資するよう会社が経営活動を行う枠組みが構築されるという弊社の信念を反映したものです。弊社は環境・社会・企業統治(ESG)の要因が投資パフォーマンスに影響を及ぼしうることを、投資リスクにさらされうることを、あるいはまた優れた経営陣の優秀さやそのリーダーシップを示唆する証左となりうることを認識しています。ESG 関連議案を評価する際には、弊社は提案目的と株主全体の利益のバランスを考慮します。

基準日時点で議決権を有する上場株式投資に上記の基本理念を適用するため、弊社は弊社ポートフォリオ・マネジメント・チームとスチュワードシップ責任推進部が制定した弊社のためにカスタマイズされた議決権行使基準（以下、「弊社ガイドライン」という。）に従います。弊社ガイドラインは弊社が一般的に議決権行使にあたって重要と考えられる見解や要因を具体的に記述したものです。このガイドラインは、株主議決権、買収防衛策、取締役会の機関設計、取締役選任、執行役及び取締役報酬、企業再編、合併、企業の社会的責任、その他の様々な株主提案等を含むなど、個別の議案について幅広く規定しています。企業統治の問題は複雑かつ個性が強いため、弊社ガイドラインは議決権行使の指図を判断するにあたって考慮すべき要素を明らかにしています。弊社ガイドラインの概要は第2部に記載されています。

本方針に反映されている理念及び考え方は議決権行使の指図を行う際の指針であり、必ずしも投資判断のためのものではありません。各々の弊社ポートフォリオ・マネジメント・チーム（以下、「ポートフォリオ・マネジメント・チーム」という。）は、特定の企業に対して投資をするか否かは様々な要因に基づき判断しており、企業統治はそのうちの一つの要素となる可能性はあるものの、判断に当たって必ずしも第一義的な要因であるとは限りません。

¹ 本方針における「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」もしくは「弊社」は以下の法人を包括的に指します。Goldman Sachs Asset Management, L.P.; Goldman Sachs Asset Management International; Goldman Sachs Hedge Fund Strategies LLC; GSAM Stable Value, LLC; Goldman Sachs Asset Management (Singapore) Pte. Ltd; Goldman Sachs Asset Management (Hong Kong) Limited.; Goldman Sachs Asset Management Co. Ltd.; Goldman Sachs Asset Management (India) Private Limited; GS Investment Strategies Canada Inc.; Goldman Sachs Asset Management Australia Pty Ltd; Goldman Sachs Services Private Limited.; Goldman Sachs Bank Europe SE; Goldman Sachs Asset Management Fund Services Limited; Aptitude Investment Management L.P.; Rocaton Investment Advisors, LLC; GSAM Strategist Portfolios, LLC; Goldman Sachs Asset Management B.V.; Goldman Sachs Asset Management Belgium S.A.; Goldman Sachs Towarzystwo Funduszy Inwestycyjnych S.A.; and Goldman Sachs Investment Management (Singapore) Ltd.

弊社は議決権行使について下記の通りの方針及び手続き（以下、「本方針」という。）を採用しています。弊社スチュワードシップ責任推進部は本方針が基本理念に則しているか定期的に見直しを行います。

B. 議決権行使手続き

公開株式

ファンダメンタル株式運用チーム

ファンダメンタル株式運用チームでは企業統治の分析は投資調査及び株式評価のプロセスに不可欠なものであると考えます。特定の事象に対して意見を形成するにあたって、ポートフォリオ・マネジメント・チームは、弊社ガイドライン及び（本方針で規定する）提案書のほかにも、個々の議案に応じて議決権行使に関する現地で適用される法令や慣例及びその他指針を考慮することがあります（そのための手続きについて後に記載しています）。証券貸借プログラムに参加するマネージドポートフォリオについては、弊社は株主総会における議決権行使のために貸し出している株式をリコールするよう努めます。その際、かかる回収要請への対応はポートフォリオ・マネジメント・チームのコントロールの及ばないものであり、当該株式を通じた議決権行使を行うことができない可能性があります。

計量投資戦略ポートフォリオ・マネジメント及び株式ソリューションズ

計量投資戦略ポートフォリオ・マネジメント及び株式ソリューションズはそのポートフォリオ・マネジメント・チームの投資哲学及びポートフォリオ構築へのアプローチに基づき、また弊社ガイドラインの制定に参画し、通常弊社ガイドラインや提案書に従います。しかし、計量投資戦略ポートフォリオ・マネジメント及び株式ソリューションズは時によって、特定の議案について個別に検討及び検討することもあります。証券貸借プログラムに参加するマネージドポートフォリオについては、弊社は通常、株主総会での議決権行使のために貸出中の株式をリコールすることは致しません。

債券及び非公開証券

債券及び非公開証券に係る議決権行使の意思決定は、通常は議案で提案されている特定の取引やその他の事象に対するポートフォリオ・マネジメント・チームの評価に基づき行います。ポートフォリオ・マネジメント・チームは本方針を補足する債券及び非公開証券向けの方針を作成することも考えられます。

外部委託投資（以下、「XIG」という。）及び外部運用戦略

弊社の XIG のように、弊社が弊社以外の運用者に顧客資産の運用を委託する場合、通常は外部運用者がその運用者の方針に従って、議決権行使に責任を負います。ただし適切もしくは必要と見なされた場合、外部運用者ではなく XIG が議決権を行使する権限を留保することがあります。XIG のポートフォリオ・マネージャーが上場株式の議決権を行使する際には、「上書き」が求められない限り弊社ガイドライン及び提案書に従います。

C. 実施手続き

弊社は弊社による議決権行使の指図、記録管理、レポートを含む議決権行使関連の実務手続きのサポートを受けることを目的に、第三者の議決権行使助言会社（以下、「助言会社」という。）を利用しています。助言会社はその一環として、各株主総会議案について弊社ガイドラインを適用した書面による分析及び提案（以下、「提案書」という。）を作成します。さらに、効率性の観点から、助言会社は通常、自動的に提出された指図を取り消すことが可能であることを前提として、これらの推奨に従ってすべての議決権行使に係る推奨内容を事前入力して自動的に提出します。また、発行体が期限よりも十分に前に議決権行使に係る追加の資料を公表した、または公表する予定であることを助言会社または弊社が認識した場合であって、そのような情報が弊社の判断にとり重要であると見なされる場合、原則として、そのような情報を考慮することを目指します。そうした場合における議決権行使指図においては、助言会社による推奨の変更、または後述する「上書き」（以下で説明）の形式をとることにより、当初の助言会社による推奨内容と異なった指図として帰結することがあります。弊社は議決権行使の意思決定について責任を負いません。弊社は、助言会社と年次デューデリジェンス会議を開催し、弊社ガイドラインに基づいて提案書を作成する際に助言会社が従うプロセスと手続きを確認し、サービス、運用、人員配置またはプロセスの重大な変更について議論します。

弊社のポートフォリオ・マネジメント・チームは通常弊社ガイドラインと提案書に沿って議決権を行使します。しかしながら、各々のポートフォリオ・マネジメント・チームは特定の議案に対して、変更内容が利益相反の影響を受けていないことを担保する手続きを経たうえで、弊社ガイドラインあるいは提案書とは異なる指図をする承認を求めることがあります。この結果、各々のポートフォリオ・マネジメント・チームが同一会社の特定の議案に対して、異なった行使をする可能性があります。さらに、スチュワードシップ責任推進部は、一定の場合において、ガイドラインまたは助言会社からの推奨とは異なる議決権行使判断を行う承認を要請し、これらの決定が利益相反の影響を受けないようにする上記の「上書き」プロセスに従う場合があります。このような場合、対象となるすべての株式議決権は通常同じ方法で行使されます。

弊社に議決権行使を委託した顧客が、弊社の顧客担当者に対して、特定の議案に関して特定の行使を求めてくる場合があります。そうした場合、弊社は顧客からの要請に沿うようビジネス上合理的な範囲において、議決権を行使するよう努めます。しかしながら弊社が顧客の要求に従って議決権を行使できるかは要請を受領した時期など実務上の制約に依存します。

弊社は議決権行使を行うことができるすべての株主総会において議決権行使を実行することを目指していますが、時により、規則上の要求やコンプライアンス、法令、実務上の制約の影響を受けることがあります。そのため、弊社は議決権を行使することが現実的ではない、もしくは望ましくないと判断をすることがあります。

弊社は毎年、米国証券取引委員会へ議決権行使結果を提出するとともに、米国で登録されたすべての投資信託に関し Web サイトで、行使結果を開示しています。また、弊社基準の適用による議決権行使判断につき、四半期ごとに弊社ウェブサイト上に結果を公開します。

D. 利益相反

弊社は利益相反によって議決権行使の意思決定が影響されないようにする目的で内部手続きを制定しています。具体的には情報障壁や弊社ガイドラインと提案書の利用、前述したポートフォリオ・マネジメント・チームが弊社ガイドラインに基づく提案書と異なる内容の行使を行う際の手続きが含まれています。Goldman Sachs Group Inc.または

弊社マネージドファンドの株式への議決権行使において発生する明確な利益相反または潜在的な利益相反を防止するために、弊社は通常、適用される法的及び規制要件の範囲内で、議案に対して他の株式が投票されるのと同じ割合で投票するよう指示します。

第2部

弊社議決権行使ガイドラインの要旨

下記は、弊社の顧客向けの議決権行使方針（以下、「方針」という。）の重要な基礎を構成する、弊社の議決権行使ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）の概略です。方針本文に記述されている通り、方針に沿って弊社のポートフォリオ・マネジメント・チームもしくはスチュワードシップ責任推進部はいかなる個別の議案もしくは投資決定に関連して、ガイドライン及びガイドラインに基づく提案書とは異なる判断をすることがあります。

本ガイドラインの原版 ["Policy, Procedures and Guidelines for Goldman Sachs Asset Management's Global Proxy Voting"](#) の構成は以下の通りです。本文書に、日本国内における上場株式を対象とする「地域別基準：日本」について参考和訳を掲載します。その他地域における基準については、本ガイドライン原版をご参照ください。

- 地域別基準：米州
- 地域別基準：欧州・中東・アフリカ地域(EMEA)
- 地域別基準：アジア・パシフィック地域(日本を除く)
- 地域別基準：日本(本文書掲載)
 1. 定型議案
 2. 役員
 3. 報酬
 4. 株主権利と買収防衛
 5. 戦略的取引と資本構成
 6. 環境・社会に係る問題

地域別基準：日本

以下は、日本国内における事業会社もしくは持ち株会社の発行する上場株式投資に関する方針の基礎となる基準の概略です。これらの基準を適用する際には例外的な取扱いをすることがあり、すべての状況を網羅しているわけではありません。

1. 定型議案

財務諸表、取締役の報告書及び会計監査人の監査意見の承認

財務諸表、取締役の報告書及び会計監査人の監査意見の承認については、下記に該当していない限り、**賛成**します。

- 決算や監査手続きに懸念がある場合
- 開示すべき事項に関して、当該会社が株主からの問い合わせに対して十分な対応をしていない場合

会計監査人の選任及び監査費用

会計監査人の選任及び監査費用の承認は、下記に該当していない限り、**賛成**します。

- 決算や監査手続きもしくは監査意見に疑義がある場合
- 会計監査人が正確ではないもしくは（会社の）財務状態を正しく示していない意見表明をしたと信じるに足る理由がある場合
- 提案されている会計監査人の名称が開示されていない場合
- 正当な理由なく会計監査人が変更される場合
- 非監査費用が過大である場合、もしくは非監査費用が監査費用を超える場合、あるいは
- 提案される会計監査人が過去においてその会社の執行役を務めていたなど独立性が懸念される場合

企業再編

企業再編については**状況に応じて個別に判断**します。

剰余金の処分

剰余金の処分は下記に該当していない限り、**賛成**します。

- 妥当な理由・説明がなく継続的に配当性向が低水準であると認められる場合
- 当該企業の財務状況に鑑みて配当水準が過大であると認められる場合

定款変更

定款変更議案については**状況に応じて個別に判断**します。

決算期の変更

決算期を変更する提案については、定時株主総会の延期を意図した提案であると判断される場合を除き、原則として**賛成**します。

定足数の変更

株主総会の定足数の変更を求める議案については、**状況に応じて個別に判断**します。

所謂バーチャル株主総会

原則として、「バーチャルオンリー株主総会*」による実施を可能とするための提案には**反対**します。

ここでいう「バーチャルオンリー株主総会」とは、直接の対面による開催を伴わずに、オンライン技術のみを利用して開催される株主総会をいいます。「ハイブリッド株主総会」という用語は、株主がオンラインで参加することを許可されている対面または物理的な会議を指します。

2. 役員(取締役及び監査役)

基本的な考え方：取締役(会)は、監督及び/または助言の役割を果たして株主の利益を促進し、経営を独立した立場から監督し、さらに、自身の責任に関連する行動と結果について説明責任を負う必要があります。

対立の認められない場合の取締役選任

- 取締役の選任議案については、下記の要素を考慮し**状況に応じて個別に判断**します。当該企業の機関設計(監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社)
- 判断に必要な情報が適時に公開されているか
- 決算報告等に関し明確な疑義があるか、また決算修正が行われているか
- (関連当事者間で)問題となりうる取引や利益相反があるか
- 少数株主の利益を損なう行為がなかったか
- 取締役会がその市場における最低限の企業統治の基準に達しているか
- 下記の点について懸念があるか
 - 取締役在任期間
 - 個々の候補者に賛否を投じられるか、候補全体への賛否しか投じられないか
 - 取締役会全体の独立性
 - 取締役候補者の名前の開示

- 取締役会議長職と CEO 職の兼職
 - 元 CEO の取締役会議長への指名
 - 取締役の兼職状況
 - 委員会の構成
 - 取締役候補者の独立性
 - 取締役会における取締役人数
 - 取締役会における性別多様性の欠如
 - 個人もしくは会社に関して、犯罪行為、忠実義務違反などの懸念事項がある場合
 - 政府や当局からの処罰、法律や規則の違反行為、不適切な商慣習、経営陣の交代が必要とされている状況であるにもかかわらずそれを怠った場合、候補者が他の会社の取締役であるときにその会社での行動に大きな問題があった場合など、その他問題があった場合
- 当該企業の政策保有株式の保有が過大であると認められる場合、経営トップに**反対**します。
 - 当該企業の年次自己資本利益率（ROE）が過去 5 会計年度において平均 5%未満であった場合、経営トップに**反対**します。
 - 当該企業がその事業にとり重要である、化石燃料やその他の温室効果ガスの排出減への依存度を示す指標となる、現在の温室効果ガスの排出量(例えば、Scope 1, Scope 2, Scope 3 排出量)の公表を行わない場合には、経営トップに反対します。指名委員会等設置会社については、監査委員会の委員長に反対します。

取締役会の構成

弊社は一般的に、多様性を備える集団がより良いパフォーマンスを発揮する可能性があると考えており、こうした考えから弊社の投資先企業においては多様性の重要性を認識することを期待しています。取締役会の構成を評価する際には、民族や人種、性別、経験の多様性が重要な考慮事項であると考えています。弊社は、株主総会に関連する開示資料において取締役会の構成に関する情報を開示することを企業に奨励しており、開示情報が不十分な場合には取締役の選任議案に反対することがあります。弊社が設定する多様性の基準と、当該基準に満たない企業に対する議決権行使判断について、下記に述べます。

取締役会における多様性の状況が、当該市場における一定の基準に満たない場合には、指名委員会に**反対**します。監査役会設置会社または監査等委員会設置会社においては、経営トップに**反対**します。

社外役員の独立性

役員(候補)の分類方法

社内取締役

- 当該企業の役員もしくは従業員である取締役(候補)
- 当該企業において社外取締役(候補)と分類されない取締役(候補)

非独立・非業務執行取締役(当該企業との一定の関係が認められる社外取締役)

- 当該企業の大株主を代表する立場にある者、また、
- 当該企業の大株主における役員、及び従業員(であった者)
- 発行株式における10%以上の経済的な受益権もしくは10%以上の議決権を直接的あるいは間接的に保有する実質所有者または10位以内の株主(議決権が家族等特定の集団に属する複数の構成員によって保有されている場合、その集団全体の議決権を合算することがあります。例えば、実質所有者が個々人では10%未満しか保有していなくても、家族で合算すると10%以上保有している場合。)
- 当該企業もしくは関連会社の従業員の親類
- 当該企業が政策保有目的で保有すると判断する投資先において、勤務経験がある者
- 社外役員として、当該企業に対し12年以上の役務提供を行っている者
- その他、市場のコーポレート・ガバナンスのベスト・プラクティスに照らして当該取締役(候補)の独立性を損なう懸念がある当該企業との関係性や、その他の要素を有する者

独立・非業務執行取締役(独立していると判断される社外取締役)

- 当該企業の取締役(候補)である以外に、その会社と直接的にも間接的にも重要な関係を有しないと判断される取締役(候補)
- 監査役会設置会社及び監査等委員会設置会社において、独立社外取締役が2名未満、もしくは独立社外取締役の比率が1/3未満である場合に、経営トップに**反対**します。また、TOPIX100に採用される企業については、社外役員の占める割合が半数に満たない場合に経営トップに反対します。
 - 監査等委員会設置会社においては、監査委員である「非独立・非業務執行取締役(上述)」に**反対**します。
 - 指名委員会等設置会社においては、取締役の過半が「独立・非業務執行取締役(上述)」で構成されない場合に、指名委員会に**反対**します。
 - 支配株主が存在する企業であって、監査役会設置会社及び監査等委員会設置会社である企業については「独立・非業務執行取締役(上述)」の比率が過半を超えない場合に、経営トップに**反対**します。

取締役(会)の説明責任

取締役会への出席率が75%未満であり、かつ正当な理由が開示されていない場合には、当該取締役候補に**反対**します。

反対の要因となるその他の項目には、個人または企業に関する特定の懸念事項、すなわち刑事上の不正行為または受託者責任の不履行、政府または当局からの制裁、法規制の違反、不適切な関連当事者取引の存在、またはその他の不適切な行為が含まれます。

以下の要因により、取締役会全体または適切な委員会の構成委員に**反対**します。（期差任期を採用する取締役会であり、対象として適切な委員会の委員の再任議案が提出されない状況や、対象として適切な委員会が取締役会全体で構成されている場合など、一定の状況においては取締役会の議長のみに反対します。）新任の取締役候補者は、状況に応じて検討されます。弊社は、極端な場合においては、取締役会全体に対する投票が必要になる場合があると考えています。

- 当該企業におけるガバナンス、スチュワードシップ、または受託者責任に関する重大な過失
- 国際的に重要な行動原則や規範等の基準への違反
- 重要な環境、社会、ガバナンス情報の開示等に関する重大な過失
- 株主利益の最大化のための経営の監督を行う能力に疑義が生じさせるような悪意のある行動が、当該取締役らの他社の取締役等に向けた役務提供の場面で確認されている場合
- 取締役会が、株主の承認なしに買収防衛策(ポイズンピル条項等)を採用または更新し、採用から12か月以内に株主総会において株主に意思の確認を行うことを約束していない場合（または、新規上場企業の場合は、新規上場の12か月以内に買収防衛策について株主の意思の確認を行うことを約束していない場合）、さらに、これらのコミットメントを撤回するなどして株主総会において株主からの意見を受けていない場合
- 取締役会が、過半の株主が合意した買収提案に対応を行わなかった場合
- その他、取締役会の説明責任と監督義務の不履行により、同業他社と比較しても企業のパフォーマンスが持続的に低下していると認められるような固有の場合

対立の認められる場合の取締役選任

対立候補がいる場合や、取締役の解任が提案されている場合など、争いのある取締役選任においては、どの候補者が株主価値の向上に最も資するかという観点から**状況に応じて個別に判断**します。

下記を含む主要な決定要因に基づき分析されます。

- 同業他社と比較した、会社の業績
- 現経営陣と株主提案側双方の提案する経営戦略
- 候補者の独立性
- 候補者の経験と資質
- 会社の企業統治構造
- 経営陣の自己保身に関する事象
- 株主への対応状況
- 買収提案が（十分な検討なく）拒否されたか
- 取締役会への少数派の代表者派遣もしくは過半数の代表者派遣が検討されたか

その他の取締役会関連の議案(会社提案/株主提案)

取締役会における期差任期制の導入及び定年制の導入には**反対**します。

会社もしくは取締役会の支配権の争いがある場合に、取締役会の機関設計や定員数を変更することには**反対**します。

独立の取締役会議長について

弊社は独立取締役が取締役会議長に選任されることを求める株主提案については、下記の4つの条件のうち3つが満たされている場合は、通常**反対**します。

- 取締役の3分の2が独立取締役である場合
- 独立取締役の中から互選で選ばれた、専任、または持ち回りの職責が明確に定義された筆頭取締役がいる場合
- （監査、報酬、指名等の）主要な委員会がすべて独立取締役のみで構成されている場合
- 取締役の経歴及び企業統治指針を備え、これらを公開している場合

監査役選任

監査役の独立性

「当該企業との一定の関係が認められる社外監査役候補」に**反対**します。

「当該企業との一定の関係が認められる社外監査役候補」の分類は、先に述べた「非独立・非業務執行取締役(当該企業との一定の関係が認められる社外取締役)」の分類に準拠するものとします。

監査役を選任

会社提案の監査役候補に関し、下記を考慮した上で**賛成**します

- 十分な開示が適時になされていないということはないか。
- 決算報告に関し明確な疑義があるか、また決算修正が行われているか
- (関連当事者間で) 問題となりうる取引や利益相反があるか
- 少数株主の利益を損なう行為がなかったか
- 監査役会がその市場における最低限の企業統治の基準に達しているか
- 個人もしくは会社に関して、犯罪行為、忠実義務違反などの懸念事項がある場合
- 社外監査役、取締役会あるいは監査役会への出席率が75%未満でありながらその正当な理由が開示されない場合
- 政府や当局からの処罰、法律や規則の違反行為、不適切な商慣習、経営陣の交代が必要とされている状況であるにも関わらずそれを怠った場合、候補者が他の会社の取締役であるときにその会社での行動に大きな問題があった場合など、その他問題があった場合

3. 報酬

取締役報酬

非業務執行取締役に対して現金報酬を支払うことについては、その金額が市場や業種との比較で過大でない限り、**賛成**します。

非業務執行取締役に対して現金と株式の報酬を支払うことについては、**状況に応じて判断**します。

業務執行取締役に対する報酬と非業務執行取締役に対する報酬を1つの議案としてまとめて提案した場合、**状況に応じて判断**します。

社外取締役・社外監査役に対し退職慰労金を導入する提案には、金額が開示されており、かつその金額が地域や業界の標準に照らして過剰と認められない場合を除き**反対**します。

報酬プラン

状況に応じて判断します。

取締役、執行役及び会計監査人に対する責任減免

取締役、監査役に対する責任減免については**状況に応じて判断**します。

会計監査人に対する責任減免については**反対**します。

4. 株主権利と買収防衛

買収防衛策

買収防衛策の導入及び更新については、当該条項が株主価値の向上を志向したものであると判断するための各種項目、すなわち当該企業のガバナンス構造、導入期間、発動条件とガバナンス、当該条項の目的等を精査し、弊社の設定するすべての条件を満たす場合を除き、原則として**反対**します。

5. 戦略的取引と資本構成

企業再編

企業再編については**状況に応じて判断**します。

合併及び買収

合併及び買収については、下記の要件に基づき公開情報により**状況に応じて判断**します。

- 企業価値評価
- 市場の反応
- 戦略的な正当性
- 経営陣の過去の企業再編を成功させた実績
- 利益相反の有無
- 合併後の企業統治

議決権種類株式

1株1票の原則の維持または同原則への移行を目指す提案に**賛成**します。

議決権種類株式による資本構成の構築または継続、あるいは新規または追加の所謂黄金株等の導入を求める提案に**反対**します。

新株発行

(特定の目的を持たない) 一般的な発行

既存株主に新株引受権が付与される新株発行は、現在の発行済株式総数の 100%の範囲内であれば、**賛成**します。

既存株主に新株引受権が付与されない新株発行は、現在の発行済株式総数の 20%の範囲内であれば、**賛成**します。

特定の目的のための発行

既存株主の新株引受権の有無に関わらず、**状況に応じて判断**します。

授権枠の拡大

特定の目的を持たない授権枠の拡大については、現在の授権枠の 100%までの増加であれば、発行済株式総数が増加後の授権枠の 30%未満とならない限りは**賛成**します。

特定の目的を持つ授権枠の拡大については、拡大の規模に関わらず下記に該当しない限り、**賛成**します。

- 授権枠拡大の目的（例えば株式を対価とした買収や合併）がその目的に関する基準に抵触している場合、授権枠を無限に拡大することを求める提案には**反対**します。

資本金の減少

会計上の定型的な資本金を減少させる提案については、株主にとって不利にならない限り**賛成**します。

企業再編に伴う資本金の減少については、**状況に応じて判断**します。

優先株式

新しい種類の優先株式の導入及び授権枠の 50%の範囲内での優先株式の発行については、優先株式が既存の株主の権利に悪影響がない限り**賛成**します。

転換可能な優先株式の導入及び発行については、すべて転換された際の普通株式の数が新株発行の基準に抵触しない限り**賛成**します。

普通株式よりも多くの議決権を持つ優先株式の導入には**反対**します。

白紙委任型優先株式の導入は、会社がそれを買収提案の妨害に使わないことを明記していない限り**反対**します。

白紙委任型優先株式の授権枠の増加については**状況に応じて判断**します。

自己株式取得

弊社は自己株式取得については下記を考慮の上、通常は**賛成**します。

- 自己株式取得が買収防衛目的で使用されるか
- 過去に自己株式取得を悪用した明白な証拠の有無
- 自己株式の取得元を会社が選択的に選ぶことを防ぐメカニズムの有無

市場慣行から逸脱した価格規定や価格セーフガード

登記国の変更

登記国の変更については**状況に応じて判断**します。

関連当事者取引

関連当事者取引の承認を求める提案については、下記の要件等に基づき**状況に応じて判断**します。

- 取引の当事者が誰なのか
- 取引される資産もしくは提供されるサービスの性質
- 取引価格（及び専門家によるバリュエーション）
- 独立取締役の意見（提供される場合）
- 独立したフィナンシャルアドバイザーの意見（選定された場合）
- 取引に関連する（アドバイザーを含む）主体間での利益相反の有無
- 提案者が主張する取引及びそのタイミングについての正当性

6. 企業の環境・社会・企業統治(ESG)に関する問題

基本的な考え方

ESG 関連議案に分類される株主提案には下記を含む問題に関する報告を求める議案があげられます。

- 会社の事業及びステークホルダーへの影響に関連する報告書や追加情報の開示
- 商慣習及び/またはサービスに関連する方針の開示
- 商慣習、サービス、及び/またはステークホルダーへの影響に関連する第三者による監査、報告、または調査の実施

環境・社会問題に関する株主提案を評価する際は通常は下記の要件を考慮します。

- 対象となる事象が会社にとって重要かどうか
- 会社がすでに同様の情報を報告書や方針に基づいて開示しているかを含む、現在の会社の開示状況
- 提案者が誰か
- International Sustainability Standards Board(ISSB)のサステナビリティ開示基準、サステナビリティ会計基準(SASB)、欧州サステナビリティ報告基準、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)準拠、または同様の基準に基づく報告プログラムを実施している、または正式に実施にコミットしているか
- 提案を採用することが株主価値の保全もしくは向上につながるか
- 提案が開示を求める事業上の問題が、その会社の事業において一定以上の割合を占めているか
- 会社の姿勢が、評判、売上高、ボイコットや選択的購買の対象となるリスクなどに与える影響の度合い
- 会社が株主提案に含まれる要求に対して、すでにある程度適切な対応をしているか
- 株主提案に含まれる要求に対して、同業他社がどのような対応をしているか
- 提案内容が適切であり、報告書作成、または提案内容の実施のためのコストが妥当な範囲内か
- 提案されている内容が、(株主が定めるのではなく)取締役会に委ねることがより適切な内容か
- 提案が法的拘束力を持つか
- 提案が対象とする事項に関連して重大な違反や罰金などの対象になっているか、もしそうであれば適切な善後策をすでに取りっているか
- 提案が求める情報を開示することで、会社の機密情報を開示させ、競争上不利な状況におかれることはないか

➤ 環境に関連する問題

気候変動への対応・移行戦略

気候変動への対応に関連する会社提案については、下記の要因を考慮した上で**状況に応じ個別判断**を行います。

- TCFDの推奨事項、または同様の基準に基づいて、ガバナンス、戦略、リスク軽減の取り組み、及び指標と目標を詳細に開示しているか
- SASB マテリアリティフレームワークに基づいて現在の排出量データを詳細に開示しているか
- かつ、パリ協定に整合する充実した情報開示を行っているか

次のような内容を求める株主提案には、提案内容における下記の要素を考慮し**状況に応じ個別判断**を行います。

- 現在の開示レベル(会社が既存の開示資料または方針を通じて求められている内容をすでに開示しているかどうかを把握することを含む)
- 気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) もしくは類似の基準に基づく報告を実施することを求める内容
- SASB マテリアリティフレームワークに基づいて現在の排出量データを詳細に開示することを求める内容
- 長期目標の策定と、短中期のマイルストーンの設定を求める内容
- パリ協定の合意内容に準拠する形でネット・ゼロ排出量へのコミットメントを含む行動計画を要求するもの
- 当該企業の削減目標等につき Science Based Target Initiative (“SBTi”)による承認を受けることを求める内容
- 合理的な範囲において透明性を追加するものであり、過度な負担を生じさせず実効性が期待される内容
- 法的拘束力の有無

持続可能性(サステナビリティ)、気候変動に係る報告・開示

一般に、環境の持続可能性に関連する方針、イニシアチブ、モニタリング、または会社が気候変動によってどのように影響を受ける可能性があるかについて報告するよう会社に要求する提案には、下記を考慮して**賛成**します。

- International Sustainability Standards Board (ISSB)のサステナビリティ開示基準、サステナビリティ会計基準(SASB)、欧州サステナビリティ報告基準、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)準拠、または同様の基準に基づく報告プログラムを実施している、または正式に実施にコミットしているか
- 米国サステナビリティ会計基準 (SASB) のマテリアリティ基準や、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) もしくは類似の基準に基づく報告を実施しているかもしくは正式に実施を表明しているか
- 会社の現在の開示レベルの業界・同業他社比較
- 関連する分野において不祥事・訴訟・罰則・罰金等に係る問題を抱えているか

その他の環境に関連する問題

次のような内容を求める株主提案には、**状況に応じ個別判断**を行います。

- 事業及び投資における気候変動に関連して企業が直面する財務的、物理的、または規制上のリスク、または企業がそのようなリスクを特定、測定、及び管理する方法に関する情報を求めるもの
- 温室効果ガス（「GHG」）排出量の削減を求めるもの
- 気候変動を取り巻く規制及び公的圧力への対応、並びに気候変動に関する企業方針の設定に貢献した研究等の開示を求めるもの科学に基づく目標と 2050 年以前までのネット・ゼロ排出量へのコミットメントを含む行動計画を要求するもの
- 事業及び/または製品からの GHG 排出量に関する目標の報告/開示を要求するもの
- エネルギー使用の効率性に関する情報開示を要求するもの
- 再生可能エネルギー資源の開発の実現可能性に関する報告を要求するもの

➤ 社会に関連する問題

取締役会や労働環境における論点

企業は、明確で公的な多様性に関する方針を備える必要があります。原則として、性的指向やジェンダー、性自認に基づく差別をさらに禁止するために、企業の EEO 方針または多様性に関する方針を修正しようとする提案に**賛成**します。

原則として、以下の場合を除いて、取締役会を多様化するための企業の取り組みに関する報告を求める提案に**賛成**します。

- 取締役会の構成におけるジェンダーや人種等のマイノリティの代表の状況が弊社の取締役会構成における期待を満たす場合
- 取締役会での指名手続きとジェンダー及び人種等マイノリティのイニシアチブについてすでに報告がなされている場合

労働、人権及び動物の権利基準

原則として、以下を考慮した上で、企業または企業のサプライヤーの労働、人権及び/または動物の権利の基準と方針、またはその事業が社会に与える影響についての報告を求める提案に**賛成**します。ただし、そのような情報がすでに公に開示されている場合を除きます。

- 既存の関連する方針と慣行の開示状況
- 既存の関連する方針が国際的に認められた基準に適合しているか
- 当該企業の施設とそのサプライヤーの施設が監督されているかどうか、及びその方法。
- 人権団体またはその他の国際的に認められた人権イニシアチブへの企業の参加状況
- 労働環境での労働/人権侵害のリスクが高いことが認知されている市場で行われる事業の範囲と性質
- 当該企業またはそのサプライヤーにおける人権に関する最近の重大な会社の係争、罰金、または訴訟
- 要求の範囲
- 同業他社の基準と慣行の遵守状況

原則として、会社の既存の方針と開示を考慮して、性的及びその他の形態のハラスメントを防止するために会社がとった行動、または会社がそのような行動をとらないことによってもたらされるリスクについての報告を求める株主提案については**状況に応じて個別に判断**します。